


笠間市(茨城県)

(2006年6月1日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年3月19日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input type="checkbox"/> 無		
人口 ⁽¹⁾ ：82,358人(高齢化率 ⁽²⁾ 18.4%)	面積 ⁽³⁾ ：240.25k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：53人(法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：701人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.601	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：91.0%	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：24,603,796千円		
うち、地方税7,823,627千円、地方交付税5,723,000千円		
合併特例債発行予定額13,000百万円／同限度額32,180百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業8.6%、第二次産業33.1%、第三次産業58.3%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。(5)：職員課。(6)(7)：財政課。(8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧笠間市	30,076人	21.3%	131.61k m ²	15人	253人	0.48	82.6%
旧友部町	35,557人	15.1%	58.71k m ²	22人	223人	0.61	79.4%
旧岩間町	16,725人	19.9%	49.93k m ²	16人	123人	0.64	83.8%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、⑤財政状況、⑦地域間競争への対応>
地方分権の進展により、住民に最も身近な自治体である市町村には、行政需要を的確かつ自立的に判断し、サービスの内容や水準を上げていくことが求められているため。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<④期日、⑤新市の名称、⑥新事務所の位置>
<最も重視したことの具体的な内容>
本市は、合併以前に合併関係市町の枠内で4回(任協2・法定協2)の協議の場が設置され、過去3回は基本4項目の決定に時間を要したため。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員>
<合併推進の具体的な活動>
首長間において協議案件を十分調整した。また、議会においても合併を推進した。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
ア、笠間市・友部町・岩間町任意合併協議会（任協：2002.10.1～2002.10.21）	
イ、友部町・岩間町合併推進協議会（任協：2003.8.1～2003.9.23）	
ウ、友部町・岩間町合併協議会（法定協：2003.9.24～2004.6.30）	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
該当なし。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
①郡の構成市町村、③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、⑦広域市町村圏の構成市町村、⑪生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2004年8月、茨城県知事の呼び掛けにより、3市町の首長、各議長、地元選出県議会議員が会談を行い「3市町の枠組みで対等の立場で合併へ向けて努力する。」ことで合意した。	
(5) 任意の合併協議会	
笠間市・友部町・岩間町任意合併協議会（2002年10月1日～2002年10月21日）	
友部町・岩間町合併推進協議会（2003年8月1日～2003年9月23日）	
構成メンバー	<p><任意協議会の構成であるが、その後設置した法定協議会も同じ構成></p> <p><u>笠間市・友部町・岩間町任意合併協議会</u> 首長、助役各1名（助役不在の町は教育長）、議員各3名、住民各3名、都道府県職員3名（総務部地方課広域行政推進室長、企画部地域計画課副参事、茨城県県北地方総合事務所企画振興室長）、教育委員長各1名、農業協同組合（理事1名）、職員各3名 計40名</p> <p><u>友部町・岩間町合併推進協議会</u> 首長、助役各1名、議員各5名、住民各5名、都道府県職員3名（総務部市町村課長、企画部地域計画課長、茨城県県北地方総合事務所長）、教育長各1名、職員各4名 計37名</p>
運営上の工夫	住民代表を構成メンバーに加えたこと。
(6) 法定協議会（設置期間：2005年2月21日～2006年3月18日）	
住民発議等	<input checked="" type="checkbox"/> (直接請求) (地区老人クラブ会長が中心)・住民発議)・無
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各3名、住民各3名、都道府県職員（総務部次長、県北総合事務所長）、地元選出県議会議員3名 計29名
運営上の工夫	合併協議会開催ごとに「合併協だより」を発行するとともに、ホームページに議事録及び会議資料を掲載した。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
<協議を行ううえでの工夫>	
特になし。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	05年2月 05年2月 05年2月 05年2月 05年2月
合 意：	05年2月 05年2月 05年2月 05年2月 05年2月
②は、「首長において2005.3.31までの合併申請までに決定する。」ことを決定した。	

<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策> 特になし。				
<基本項目①「合併の方式」の決定理由> 特になし。		新設・編入		
<基本項目②「合併の期日」の決定理由> 市民生活に支障がないように配慮した。		2006年3月19日合併		
<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由> 決定手続：法定協議会において決定。 選定理由：歴史・文化や地理的特性、名称の知名度を考慮し対外的にも地域を特定し易いため。		公募有・無		
<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 既存庁舎（友部町役場庁舎）を一部増築し、新市の事務所とした。 （新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い） 新市の支所とした。		既存施設・新規建設		
<基本項目⑤「財産の取扱い」> （新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産） 正負ともになし。				
(8) 新市建設計画				
計画の期間：合併年度及びこれに続く10年度間→11ヶ年 理由 建設計画に位置づけされている事業について合併特例債の発行が可能であるため。				
<策定に当たっての工夫> 3市町は、茨城県の中央部に位置し、広域交通網にも恵まれていることから、地理的優位性をさらに高め、地域資源（文化芸術、地場産業、自然など）の活用を図ること。				
<関係市町村間での調整が難航した項目> 特になし。				
<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫> 地理的優位性の活用を図ること。 →観光資源へのアクセス強化 →定住促進 等				
<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容> 基本構想の内容を参考に、建設計画を策定した。				
単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2009年度	2015年度
歳入合計	26,322	23,972	23,758	22,287
地方税	8,198(31.1)	8,091(33.8)	8,781(37.0)	8,837(39.7)
地方交付税	6,455(24.5)	5,656(23.6)	6,229(26.2)	6,062(27.2)
歳出合計	25,505	23,972	23,758	22,287
人件費	5,149(20.2)	5,292(22.1)	4,937(20.8)	4,742(21.3)
(参考：一般職員数)	(599人)	人件費は削減効果10%を見込む。		
公債費	2,192(8.6)	2,164(9.0)	2,524(10.6)	2,760(12.4)
普通建設事業費	4,563(17.9)	2,985(12.5)	3,104(13.1)	1,635(7.3)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
旧 3 市町において、それぞれ都市計画区域を設定していた。2006 年度中に都市計画区域を統一する。(用途区域は従前のまま)	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等の配布 (全 6 号。配布方法：全戸配布) ・ 住民説明会の開催 (延べ 6 回開催、延べ 505 人参加) ・ H P の開設 (2005 年 3 月開設、随時更新、アクセス数不明) 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
実施していない。	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：合併協議会事務局への職員 1 名派遣、合併協議会への委員 3 名の参加。 人的支援：合併特例交付金の交付、合併支援事業の実施 (いずれも今後実施予定)。	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
委託費	2,100 千円
委託内容	例規統合業務。

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数 人) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例 (在任期間 2 年)) ・ 無
その理由	合併後の混乱を避けるため。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2007 年 3 月 18 日まで特例措置を適用) ・ 無
その理由	合併関係市町の現況を考慮したため。在任特例の適用。
(3) 三役	
旧笠間市	市長は新市の職務執行者、助役は退職、収入役は不在。
旧友部町	町長は、新市の市長に立候補し落選、助役退職、収入役は不在。
旧岩間町	町長、助役は不在、収入役は退職。
(4) 一般職	
定員管理	<新規採用の抑制>2006 年度行政職採用なし。
給与の調整	<給料表の統一>新市の給与表により格付。
役職の調整	行政組織条例及び規則を制定することに伴い、これらの規定に基づき役職を配置した。
(5) 組織・機構の整備方法	
合併と同時に部・課とも完全に統合。	
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法	
3 市町とも従前の支所・出張所はない。	
(7) 地域審議会等	
設置の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
その理由	住民代表である議会において、住民意見や考えを把握することが可能なため、設置しなかった。また、地域の意見を聞く諮問機関も設置していない。

(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人市(町) 民税	旧笠間市→超過税率 14.7% 旧友部町→法人税率 12.3% 旧岩間町→法人税率 12.3%	2007年4月1日から超過税率 14.7% に統一。
都市計画税	旧笠間市→用途内賦課 旧友部町→なし 旧岩間町→なし	旧笠間市の都市計画税は、合併年度 をもって廃止した。
(9) 上下水道使用料(調整方針: 当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
上水道料金	合併後、段階的に調整する。	
下水道料金	合併後、3年を目途に統一する。	
(10) 上下水道以外の使用料等(調整方針: 保育料については、合併後3年を目途に統一する。)		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整(調整方針: 当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
賦課徴収方法	3市町とも納期は8期	変更なし
所得割	旧笠間市→8.2% 旧友部町→6.5% 旧岩間町→7.0%	税率については、住民負担や医療費の動 向を勘案しながら調整したうえで、早急に 新たな税率を適用する。当面の間は、合併 特例法の規定を適用し、現行のおり。
資産割	旧笠間市→なし 旧友部町→38% 旧岩間町→25%	同上
均等割	旧笠間市→21,900円 旧友部町→19,000円 旧岩間町→19,000円	同上
平等割	旧笠間市→18,300円 旧友部町→22,000円 旧岩間町→20,000円	同上
(12) 介護保険事業(調整方針: 合併後の事業量を設定し調整した)		
第1号被保険者の 月額基準保険料	旧笠間市→2,575円 旧友部町→2,740円 旧岩間町→2,100円	合併後の事業量により負担金の調整を 図り2006年4月から3,600円とした。
(13) 電算システムの取扱い(合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した)		
整備方法	3市町が異なるシステムを採用していたため、プロポーザル内容及 び価格を評価して決定した。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
変更した場合、そ の内容と理由	変更の内容 理由	旧友部町の「駅前」を「友部駅前」に変更した。 いずれの駅前かわかりづらいため。

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：174 百万円/1 年間 ※制度調整分を除く。特別職分のみ。	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（具体的に：2006 年度末策定予定、本年 5 月に総合計画審議会を設置）
総合計画	策定作業中（具体的に：基本構想に同じ）
(3) 合併による効果 ※合併後の経過期間が短く具体的になっている事例なし。	
<p><③重点的な投資による基盤整備の推進> 道路整備や市街地の整備等、新市の一体性を確保していくうえで重点投資をおこなう。</p>	
<p><⑤行財政の効率化> 職員の定員管理や行政評価（施策評価・事業評価）を実施していくことにより行財政の効率化を図る。</p>	
<p><⑥地域のイメージアップ> 笠間市の名称を使用することにより、さらに知名度が高まるとともに、地域資源にプラスの作用が大きく働くものと期待している。 「住みよいまち」を形成していくとともに、新市の一体感の醸成に努める。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策 ※合併後の経過期間が短く具体的になっている事例なし。	
<p><①役場が遠くなり不便になる> 本庁以外の旧庁舎を総合的な機能を持つ支所とし、可能な限り最寄りの支所で対応できる体制を取っている。</p>	
<p><②中心部と周辺部の格差が増大する> 各地域の特色を活かした施策の展開を図っている。</p>	
<p><③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる> 市役所及び各支所に「市民ご意見箱」を設置するとともに、各地区での市政懇談会を開催し、市政に対するご意見・ご要望をいただいている。</p>	
(5) 残された課題	
<p>合併により、すべての課題が解消されるとは当初から考えていなかったため、それぞれの行政課題に前向きに対処していきたいと考える。</p>	